

令和 6 年第 2 回定例会

斑 鳩 町 議 会 会 議 録

令和 6 年 6 月 7 日

午前 9 時 0 0 分 開議

於 斑 鳩 町 議 会 議 場

1, 出席議員 (1 2 名)

1 番	溝 部 真紀子	2 番	齋 藤 文 夫
3 番	中 川 靖 広	4 番	小 城 世 督
5 番	伴 吉 晴	7 番	嶋 田 善 行
8 番	井 上 卓 也	9 番	横 田 敏 文
1 0 番	宮 崎 和 彦	1 1 番	濱 眞理子
1 2 番	木 澤 正 男	1 3 番	奥 村 容 子

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長	福 田 善 行	係 長	吉 川 也 子
--------	---------	-----	---------

1, 地方自治法第 1 2 1 条による出席者

町 長	中 西 和 夫	副 町 長	加 藤 恵 三
教 育 長	山 本 雅 章	総 務 部 長	西 巻 昭 男
総 務 課 長	松 岡 洋 右	安全安心課長	曾 谷 博 一
政策財政課長	中 尾 歩 美	住民生活部長	栗 本 公 生
住民生活部次長	北 典 子	福 祉 課 長	中 原 潤
都市建設部長	上 田 俊 雄	建設農林課長	手 塚 仁
都市創生課長	福 居 哲 也	上下水道課長	岡 村 智 生
会 計 管 理 者	安 藤 晴 康	教 育 次 長	本 庄 徳 光
教委総務課長	仲 村 佳 真		

1, 議事日程

日 程 1. 一般質問

1，本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時00分 開議)

○議長（中川靖広君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、全員出席であります。

これより、本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、昨日に引き続きまして、一般質問であります。

順序に従い、質問をお受けします。

はじめに、1番、溝部議員の一般質問をお受けします。

1番、溝部議員。

○1番（溝部真紀子君） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、一般質問させていただきます

まずはひとつ目、不妊・不育治療の助成制度についてお伺いします。

不妊治療は昨今、本当に身近な話で、不妊検査や治療を受けたことがある方は年々増えているということで、厚生労働省によると令和3年では検査や治療を受けたことがある夫婦の数は4.4組に1組ということであります。

斑鳩町では、かなり以前から不妊治療を望む夫婦に助成を行っていると思いますが、まずひとつ目として、斑鳩町での一般不妊治療・不育治療費の一部助成制度の現状、助成状況についてお伺いします。

○議長（中川靖広君） 北住民生活部次長。

○住民生活部次長（北典子君） おはようございます。一般不妊・不育治療の一部助成制度の現状についてのご質問でございます。

斑鳩町では、平成24年度から一般不妊治療や不育治療を望む夫婦に対し、高額となる治療費の経済的負担の軽減を図り、安心して子どもを産み育てるまちづくりの推進に努めているところでございます。

治療にかかる費用に対する助成額は、一般不妊治療では上限7万円、不育治療では上限10万円とし、申請については1年度につき1回としており、治療を受けた翌年度末までを申請期間としております。

不妊・不育治療の一部が令和4年度から保険適用となりましたが、当町では助成額を変更せず、保険の適用とならない治療にかかる費用のみを引き続き助成しているところです。

過去3年の助成状況につきましては、一般不妊治療では令和3年度に21人、令和4年度に20人、令和5年度に11人となっており、不育治療では令和3年度と令和4年

度に各１人となっております。

１人当たりの平均助成額は、不妊治療では保険適用前は約６万３千円、保険適用後は約３万円、不育治療については保険適用前のみの約８万円となります。

○議長（中川靖広君）　１番、溝部議員。

○１番（溝部真紀子君）　不妊・不育治療の一部が保険適用になった後も、助成額を変更せず助成をしていただいているということで、ありがたいと思います。助成状況は保険適用前後での変化は見られるのかなと感じますけれども、やはりニーズがある状況は変わらないと感じます。

そんな中、来年度に向けて奈良県が不妊治療費助成を行う市町村へ補助制度を創設する予定と聞いておりますが、斑鳩町としてもこの制度を活用し、助成制度の拡充をしていただきたいと思いますと思いますが、斑鳩町のお考えをお伺いします。

○議長（中川靖広君）　北住民生活部次長。

○住民生活部次長（北典子君）　奈良県では不妊に悩む夫婦等の経済的な負担を軽減し、若い世代がライフプランとして妊娠・出産を視野に入れ、積極的な治療に取り組めるよう支援するため、市町村への補助制度を実施されると認識しているところでございます。

現在、補助制度の詳細を検討されており、令和６年８月頃に市町村向けの説明会を開催される予定と聞いております。

当町といたしましては、今後、奈良県から示された内容を基に検討し、安心して子どもを産み育てるまちづくりの推進を図ってまいりたいと考えております。

○議長（中川靖広君）　１番、溝部議員。

○１番（溝部真紀子君）　ありがとうございます。今回、県が支援制度の創設をするに当たり、不妊治療を受けている患者へのニーズ調査や、県内の生殖補助医療実施医療機関へのヒアリングや、市町村へのアンケートを実施したと聞いております。

その中で明らかになったことが、保険適用以降、二、三十代の若い世代の受診が増加したことや、治療回数を増やすことで妊娠の可能性が高まるが、保険適用となる治療回数を超えた場合に治療を諦めてしまう患者が多いこと。また、先進医療は保険適用医療に追加し実施することで妊娠の可能性を高める治療であり、患者の選択肢を増やすことができることとありました。

今現在、県内２７市町村が独自に不妊治療への助成事業を実施されており、このうち１３市町村が生殖補助医療への治療費への支援を行っている聞いております。

ただ現在、奈良県のこの助成制度を利用するにあたり、行政の事務手続きが煩雑にな

ることがちょっと心配されており、制度を利用しない方向の市町村もあるということでもありますけれども、斑鳩町は県からの補助制度がせっかく創設されますので、今後、奈良県から示される補助要綱を精査していただき、補助の拡充を広げていただきたいと思いますので、こちら前向きにご検討をお願いしておきます。

次に二つ目の質問といたしまして、法隆寺門前の県道整備ということで質問させていただきます。

斑鳩町は言うまでもございませぬけれども、世界文化遺産をはじめ多くの歴史的・文化的資産を持ち、外国人を含む多くの観光客が訪れます。斑鳩町では、そんな観光地の移動円滑化のための心のバリアフリーや、移動支援のための案内・整備等を推進し、回遊性を高めることにより、斑鳩町のにぎわいの向上や活性化に向けた整備をこれまで行い、またこれからも整備を計画されていると思います。

その中で、バリアフリーの計画が令和7年度とありますが、法隆寺へのアクセス道路、県道法隆寺線の法隆寺前について、どのような考え方で進めていかれるのか、また進捗状況をお伺いいたします。

○議長（中川靖広君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 斑鳩町バリアフリー基本構想における法隆寺門前の県道法隆寺線の整備の考え方と進捗状況についてのご質問でございます。

県道法隆寺線は、バリアフリー基本構想の中でも移動等が円滑に行われるための事業を、重点的かつ一体的に整備することが特に必要と認められる重点整備地区に位置しており、優先的にバリアフリー化を行うこととしております。

その具体的な整備内容につきましては、同構想に基づく特定事業計画に定めており、事業主体である奈良県が、令和7年度までに舗装の改良や点字ブロックの設置、障害者用停車施設の設置を行い、世界遺産に登録された法隆寺へのメインアクセス道路として修景・景観等にも配慮した意匠形態で整備を進めることとなっております。

このことから現在、県の郡山土木事務所において施工内容の詳細を検討協議しているところであり、町といたしましても法隆寺の参道にふさわしい景観に配慮したバリアフリー化となるよう積極的に協力してまいりたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 1番、溝部議員。

○1番（溝部真紀子君） 今ご答弁いただいた中で、施工内容の詳細についてどのような計画が検討されていらっしゃるのでしょうか。例えば、点字ブロックの配置場所や、障害者用停車施設の具体的な設置場所が分かれば教えてください。

○議長（中川靖広君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 施工内容の詳細についてのご質問でございます。

先ほどの答弁でも申しあげましたが、施工内容といたしましては、舗装の改良、点字ブロックの設置、障害者用停車施設の設置などを検討されております。

その中で、県郡山土木事務所から町に対し素案を示され、整備方針等の意見照会がございましたが、その後、現在におきましても協議が継続中であり具体的な設置場所等の計画案については公表されていないところでございます。

○議長（中川靖広君） 1 番、溝部議員。

○1 番（溝部真紀子君） ありがとうございます。現在やはり歩きにくい箇所であるとか、車椅子の通行の問題などをお伺いすることもありますので、バリアフリー化については今後も着実に進めていっていただければと思います。

法隆寺参道にふさわしい、景観に配慮したバリアフリー化のために積極的に県と協力するということでしたけれども、景観はもちろんのこと、やはり法隆寺門前については世界文化遺産登録第 1 号ということで、観光に資するような整備もしていただきたいと思いますけれども、斑鳩町の考えをお伺いします。

○議長（中川靖広君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 法隆寺周辺における町の観光整備に関するご質問でございます。

現在の町の取組みといたしましては、ご承知のとおりマルシェ宿泊施設等複合施設を、法隆寺参道の玄関口となる法隆寺 i センターの北側に誘致し、令和 8 年 3 月の開業に向けて協議を進めております。

また、創業支援補助制度を創設し、法隆寺周辺地区特別用途地区での創業、新規事業所の開設を行う個人または法人に対し最大 2 1 0 万円を補助するなど、まちあるき観光の推進と、地域経済の活性化に向けて積極的に取り組んでいるところでございます。

ご指摘の県道法隆寺線整備につきましては、当該路線が奈良県とのまちづくり連携協定の対象地区内に位置しており、県において法隆寺門前の道路空間を活用したにぎわいの創出や、良好な景観の形成など快適な空間づくりに取り組んでいただくことは、観光地としての魅力向上につながることから、本町の観光振興に大きく寄与するものと認識しているところでございます。

○議長（中川靖広君） 1 番、溝部議員。

○1 番（溝部真紀子君） 斑鳩町のお考えをお伺いしたかったですけれども、法隆寺線

は県の管轄ということで、なかなか答えづらいということもあるのかなと思います。

今現状、皆様もよくご存じのとおり、あの法隆寺門前県道辺りは草が生えっ放しであったり、お店もポツポツとした状況で、正直、世界遺産第1号法隆寺がある場所とは思えない状況というか、もっとにぎわっても、もっときれいでもいいのかなと思っています。そんなお声は現実にあるんじゃないかなと思います。

先ほど述べられたとおり、宿泊複合施設の誘致や創業支援制度の創設をされたり、まちあるき観光の推進、地域経済の活性化を積極的に取り組んでくださっているということですけれども、あの場所全体の形自体が変わるような、もっと美しくてまちあるきしやすいとか、この先、店舗が出店しやすいようなハード整備を、県とともに進めていただけるよう、斑鳩町からも積極的に県に働きかけてほしいと思っています。

今回、奈良県から斑鳩町が日本における世界文化遺産登録第1号、法隆寺地域の仏教建造物へのアクセス道路（県道法隆寺線）の法隆寺前について、「バリアフリー以外にも斑鳩町が汗をかいてアイデアを出すのであれば、観光地に資する整備を検討する」と、斑鳩町の思いに寄り添った整備にしていくと、先日、県土マネジメント部長、清水部長から上田部長に激励の言葉をいただいたのではないかなと思っておりますけれども、その受け止めについてお願いいたします。

○議長（中川靖広君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） ご質問の内容につきましては、今週の月曜日の6月3日に、奈良県庁で県道法隆寺線のバリアフリー化に伴い観光に資する整備が可能かどうかの協議を、県土マネジメント部長と行った件についてでございます。

本件につきましては、数日前に行った協議ですので、まずは対応等について事業主体となる郡山土木事務所に協議の申し出を早速行っており、来週の12日に所長を含めて協議を行う予定となっております。

現在、事業主体である郡山事務所には、観光に資する整備についての話は届いていないことから、担当者間で整備方針や役割分担等の考え方を整理・集約していきたいと考えております。その結果を踏まえまして、今後の町の対応を検討してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（中川靖広君） 1番、溝部議員。

○1番（溝部真紀子君） 前向きに捉えていただいて、早速進めていっていただいているということで、本当にありがとうございます。

私もその場に実際おったんですけれども、そのときに私の感想で申し訳ないんですけ

れども感じたことは、清水部長の言葉にですね、斑鳩町がぜひ乗って行ってほしいなというふうに感じました。

実際、斑鳩町がそれを形にするとなるとですね、本当に大変なことやと思います。だけれども、法隆寺門前の整備、あのエリアって、住民さんや斑鳩町の観光に関わってくださってる皆さんの夢のような気がします。ですので、ぜひぜひ大変かとは思いますが、私も私でできることは頑張りますので、県としっかりと協議をしてもらって、前に進めていっていただけたらと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

これで、一般質問を終わらせていただきます。

○議長（中川靖広君） 以上で、1番、溝部議員の一般質問は終わりました。

次に、2番 齋藤議員の一般質問をお受けします。

2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

住民視点に立った行政デジタル化の推進について質問します。令和元年、デジタル手続法が改正され、情報通信技術 I C T を活用し、行政手続き等の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るとされました。情報通信技術を活用した行政の推進基本原則はひとつ、個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する「デジタルファースト」。二つ、一度提出した情報は二度提出することを不要とする「ワンスオンリー」。三つ、民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する「コネクテッド・ワンストップ」とされています。

また、行政運営の簡素化や効率化は既存の行政手続きを選定するのではなく、バックオフィスを含めたデジタル化や、書かない窓口への変更を含めた業務内容や、業務プロセス等を抜本的見直し再構築する業務改革 B P R と併せて行うことが重要とされました。これは本人確認のオンライン化、手数料納付のオンライン化、添付書類の省略も同時に推進されることとされています。

情報通信技術の活用しての住民の利便性の向上のメリットがひとつ、夜間・休日などの24時間いつでも手続きができる。二つ、自宅等どこでも手続きを行える。三つ、申請届出の用紙の入手が不要、移動時間や待ち時間を節約することができる。四つ、マイナンバーカードを利用することにより、本人確認用書類の添付書類が不要となるなどがあります。

行政運営の簡素化や効率化のメリットとしてひとつ、住民から受け付けた申請情報と、

業務システム保持情報との目視点検の確認作業が不要となり、職員の負担軽減となる。

二つ、申請者の個人特定が自動でできるため、本人確認作業の時間が削減され正確性も向上する。三つ、住民が自宅で手続きを行えるため、窓口の混雑緩和につながるなどがあります。

まずひとつ目としまして質問です。現在、斑鳩町ではマイナポータルから転入・転出の手続き、奈良県電子自治体共同運営システムを利用した児童手当関係の手続き、水道の開栓・閉栓の申込手続きなどが活用されていますが、活用状況についてお尋ねします。

○議長（中川靖広君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 情報通信技術の活用状況についてのご質問です。

斑鳩町では、国が運営するマイナポータルや奈良県及び県内市町村と共同で運営する奈良電子自治体共同システムを活用し、転出届の提出や転入届提出のための来庁予約の申請、児童手当特例給付の認定請求、保育施設等の現況届や利用申し込み、水道の開栓・閉栓申し込み、妊娠届などの手続きをインターネットで行うことができる環境を整えております。

令和５年度の主な利用実績ですが、転出届の提出では、利用件数７１件、利用率８．５％、転入届提出のための来庁予約申請で、利用件数７５件、利用率８．４％となっています。また、奈良電子自治体共同運営システムにおける施設予約サービスを活用し、中央体育館等のスポーツ施設や、公民館などの町内公共施設の空き情報の紹介や利用申し込みができる環境を整えているところでございます。以上です。

○議長（中川靖広君） ２番、齋藤議員。

○２番（齋藤文夫君） ありがとうございます。二つ目の質問です。

国は令和７年度までの自治体デジタルトランスフォーメーション推進計画を策定し、自治体のフロントヤード、住民と自治体の接点改革を推進することとしています。

斑鳩町の推進に向けての、現在と今後の推進計画や、条例の策定などについてお尋ねします。

○議長（中川靖広君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 国の自治体デジタルトランスフォーメーション推進計画、いわゆる自治体ＤＸ推進計画への対応についてのご質問です。

国の自治体ＤＸ推進計画では、少子高齢化・人口減少が進み行政資源がますます制約されていく一方、住民の生活スタイルやニーズが多様化している中において、行政手続きのオンライン化だけでなく、書かないワンストップ窓口など住民と行政との接点、い

わゆるフロントヤードの改革を進めていく必要があるとされています。

斑鳩町では令和５年３月に策定した行政改革アクションプランにおいて、住民サービスの向上を図るためにＩＣＴの効果的な活用を基本方針のひとつと定めており、本年４月からは総務部政策財政課にデジタル推進係を設け、ＤＸ推進を行政改革の重要事項として位置づけ推進しているところでございます。

現在、今後の具体的な方針や進め方について行政改革アクションプランに基づき検討を進めており、デジタル推進係が各課の伴走支援を行いながら、現実性の高い取組みから実施していく予定としております。

一方で、書かないワンストップ窓口などのフロントヤード改革については、令和７年度までを目標に、住民記録をはじめとした２０の基幹業務についてのシステム標準化・共通化を進めていることから、このシステム標準化の状況を見ながら、二重投資にならないよう慎重に進めてまいりたいと考えております。

また、デジタル化は目的ではなく、最上位計画である「斑鳩町総合計画」に掲げる各方針や施策を着実に進めるための手段であり、本町においては、行政改革アクションプランの重要事項として、自治体ＤＸを進めていく方針であることから、改めてＤＸ推進計画等を策定する予定はございません。以上です。

○議長（中川靖広君）　２番、齋藤議員。

○２番（齋藤文夫君）　ありがとうございます。斑鳩町が定める令和７年度までの行政改革アクションプランを完結して、住民サービスの向上をよろしくお願いいたします。

三つ目です。自治体が情報技術を活用して住民の利便性向上をするためには業務の効率化が必要だと思います。業務の置き換えではなく、業務改革はもとより組織の在り方の変革をしていくことが重要であると思います。斑鳩町のお考えをお尋ねします。

○議長（中川靖広君）　西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君）　業務改革や組織の在り方についてのご質問です。

国の自治体ＤＸ推進計画におきましても、情報通信技術ＩＣＴや人工知能ＡＩ、業務自動化ＲＰＡをはじめとするデジタル技術の活用により、より一層の行政事務の効率化を図ることが重点取組事項として掲げられています。

斑鳩町におきましてもその体制を強化するため、先ほども申しあげましたが本年４月から総務部政策財政課にデジタル推進係を設け、デジタル化に関する事務や行政改革に関する事務を所掌するよう、組織を見直したところでございます。

議員も申されてますように、デジタルトランスフォーメーションの本質はデジタル技

術を活用して業務を効率化することではなく、これまでの仕事のやり方や組織文化そのものを変革することにあると言われております。

本町においては、本年４月から施行した職員の働き方改革に関する指針に基づき、ＤＸの推進による行政改革と働き方改革を一体的に進め、多様な行政課題に対応できるしなやかな組織運営により、よりよい住民サービスの提供に努めてまいりたいと考えています。以上です。

○議長（中川靖広君）　２番、齋藤議員。

○２番（齋藤文夫君）　ありがとうございます。住民の視点に立ったよりよい住民サービスの提供をよろしくお願いします。

四つ目の質問です。自治体デジタルトランスフォーメーションの推進には住民の協力や理解、住民目線に立ったデジタル化の推進が必要です。行政サービスがどのように変わっていくのか、住民はどのように利便性がよくなるのか、将来はどのようになるのか、住民に全容をお知らせすべきと思いますが、斑鳩町のお考えをお尋ねします。

○議長（中川靖広君）　西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君）　住民への取組みの周知についてのご質問です。

先の質問でもお答えしたとおり、今後、デジタル化の推進による行政改革と働き方改革を一体的に進め、よりよい住民サービスを提供することを前提に、具体的な取組みを検討してまいります。

特に、書かないワンストップ窓口などのフロントヤードの改革をはじめ、住民の皆さんに直接関わるデジタル化を進める際には、町のホームページや広報紙など様々な媒体を通して取組み内容の概要やそのメリット、手続きの方法などについてしっかりと周知してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（中川靖広君）　２番、齋藤議員。

○２番（齋藤文夫君）　ありがとうございます。自治体ＤＸの推進には住民の協力と理解が必要です。そのためには住民へ将来像をお知らせするとともに、住民への十分な説明をして住民視点に立った行政デジタル化の推進をお願いします。以上で、ひとつ目の質問を終わります。

二つ目の質問です。耐震化の推進について質問します。能登半島地震で石川県が公表したお亡くなりになられた方の９割が、家屋の倒壊が原因だったと報道されています。阪神大震災でも死因の９割が建物の倒壊が原因と言われていました。

斑鳩町は安心して暮らせるまちづくりを目指して、大地震による住宅建築物の倒壊の

被害から、住民の生活身体及び財産を守り被害を最小限にとどめるため、日常生活において最も滞在時間が長い住宅、多数の人が出入りして利用する建築物及び防災拠点となる公共建築物を中心とした、建物の耐震化を総合的かつ計画的に推進することを目的に、斑鳩町耐震改修促進計画が策定されています。

日常生活において最も滞在時間が長い住宅の耐震化の目標として、住宅耐震化率は令和7年度まで95%にすることとしています。耐震化は建物だけでなく老朽化した上下水道管の破損により、水が使えないことによる衛生状態の悪化や、トイレの問題は災害関連死と直結します。緊急輸送道路の安全確保も災害の復旧・復興に欠かすことができないと思います。また、ため池の耐震化も被害を発生させないために必要だと思います。

まずひとつ目としまして、斑鳩町では、昭和56年5月31日前着工の既存木造住宅の耐震診断事業と耐震改修事業として支援されています。支援された耐震診断件数と住宅耐震改修件数をお尋ねします。

○議長（中川靖広君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 斑鳩町の既存木造住宅に対する耐震診断及び耐震改修の支援実績についてのご質問でございます。

まず、耐震診断支援事業につきましては、平成18年度から実施しており、令和5年度までの18年間で258件となっております。

次に、耐震改修支援事業につきましては、平成22年度から実施しており、令和5年度までの14年間で51件となっております。以上です。

○議長（中川靖広君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。二つ目の質問です。令和7年度住宅耐震化率目標95%の達成に向けての対策をお尋ねします。

○議長（中川靖広君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 住宅耐震化率向上のための施策についてのご質問でございます。

斑鳩町では、広報紙やホームページに掲載しております関連記事や、固定資産税納税通知書に、毎年同封しておりますチラシの中で、大規模地震に対する備えについての啓発、また、町にて実施しております耐震診断や耐震改修の支援事業の紹介を行っております。

また、特定非営利活動法人「人・家・街安全支援機構」との共催により建築士等による電話相談会を開催し、ご自身がお住まいの住宅について気軽にかつ具体的に検討いた

だけるよう、機会を提供いたしております。

斑鳩町といたしましては、継続してこれらの事業に取り組み、できる限り多くの建物所有者の方にお住まいの耐震化について考えていただくきっかけを持っていただくことにより、住宅耐震化率目標 95% 達成につなげてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（中川靖広君） 2 番、齋藤議員。

○2 番（齋藤文夫君） ありがとうございます。大規模地震への備え、住民への啓発・広報と併せて住民への支援よろしくお願いいたします。

三つ目です。多数の人が利用する建築物及び防災拠点となる公共建築物である学校、保育所、公民館、庁舎などを中心とした建築物の耐震化率を令和 7 年度まで 95% にすると定めています。災害時には避難所になる施設も含まれています。早期 100% の耐震化をすべきと思います。耐震化されていない施設と今後の耐震化予定をお尋ねします。

○議長（中川靖広君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 災害時に防災拠点などとなる公共施設の耐震化状況についてのご質問です。

初めに、斑鳩町の防災拠点となる役場庁舎、消防団詰所、総合保健福祉会館、衛生施設などの公共施設の耐震化の状況です。

現在、11 施設 13 棟のうち衛生処理場の 2 棟を除き、昭和 56 年 6 月施行の新耐震化基準以降の建築、もしくは新耐震化基準以前に建築された建物であったとしても、平成 7 年 12 月に施行された建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づいて耐震診断を行い、新耐震基準に適合していると判断された建物、またはその後に耐震工事を実施済みの建物となっております。

次に、斑鳩町が指定している 20 か所の指定緊急避難所及び指定避難所は、全ての施設が新耐震基準に適合していると判断された建物となっております。

なお、衛生処理場については管理棟及び車庫が対象建物となりますが、当該建物は不特定多数の人が利用する場所でないことから、今後、退職による清掃職員の減少や業務の効率化などを検討する中で、その施設の在り方についても検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（中川靖広君） 2 番、齋藤議員。

○2 番（齋藤文夫君） ありがとうございます。防災拠点となる施設、避難所となる建物は、100% 新耐震基準の適合耐震工事実施済みということでご答弁いただきました。

ありがとうございます。

四つ目です。大規模な地震では天井材や照明器具の落下、棚の倒壊、窓ガラスの破損など非構造部材の被害が発生しています。公共施設の非構造部材の耐震化の状況についてお尋ねします。

○議長（中川靖広君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 避難所施設における非構造部材等に対する耐震対策についてのご質問です。

斑鳩町の避難所における照明等の非構造部材や、棚等の家具備品等の配置状況は、施設ごとに異なりますが、いずれの施設においても建築基準法、消防法等、準拠すべき各法令に基づく検査や保守点検、配置等を適宜適切に行うことにより、万一の大規模地震の際にも被害が最小限に抑えられるものと考えております。

さらには施設利用者、災害時の避難者への影響も極力少なくなるよう、平時より施設担当者から施設管理者に適切な維持管理を行うよう指導しております。

なお、町が避難所に指定している公共施設の照明設備については、令和5年度から取り組んでいる避難所施設のLED化更新工事にあわせ、耐震性のあるものに取替えを進めており、令和6年度で実施する生き生きプラザ斑鳩を除いて、全ての避難所で照明設備の耐震化は完了しております。以上です。

○議長（中川靖広君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。非構造部材については日頃の点検や維持管理が重要と思います。引き続き、検査や保守点検を実施していただき被害の未然防止に努めていただくようよろしくお願いいたします。

五つ目です。災害発生時に救助・救急・医療・消火・緊急物資の輸送などに必要な緊急輸送道路の確保が必要です。緊急輸送道路の確保について、斑鳩町の状況と対策についてお尋ねします。

○議長（中川靖広君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 災害発生時の緊急輸送道路の確保についてのご質問です。

緊急輸送道路は、災害直後から避難・救助をはじめ物資供給等の応急活動のために緊急車両の通行を確保すべき重要な道路となります。

町では、斑鳩町地域防災計画におきまして、斑鳩町管内の国道・県道・町道を経路として、地域防災拠点であります斑鳩小学校、斑鳩西小学校、斑鳩東小学校、斑鳩中学校、斑鳩南中学校、斑鳩中央体育館、いかるがホールを結ぶ道路を緊急輸送道路に指定いた

しております。

次に、緊急輸送道路についての対策でございます。令和４年１１月に大規模災害時における道路啓開や、停電復旧にかかる応急措置の実施に支障となる障害物等の除去等に関する覚書を電力業者と締結し、また、令和５年９月に災害時における緊急通行妨害車両等の排除業務に関する協定を車両運搬業者と締結しており、災害発生時、町内の道路におきまして倒木や飛来物、放置車両などが通行障害となった際の道路障害物除去対策にも取り組んでいるところでございます。

○議長（中川靖広君）　２番、齋藤議員。

○２番（齋藤文夫君）　ありがとうございます。緊急輸送道路の確保は災害時の被害者の救助、火災の消火など被害を最小限に抑える重要な役割がありますので、引き続き、よろしくをお願いします。

六つ目です。能登半島地震では上下水道管の破損で、長期間にわたり断水やトイレの使用ができない状態になっています。斑鳩町の水道管、下水道管の耐震化率、老朽化の更新計画についてお尋ねします。

○議長（中川靖広君）　上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君）　上下水道管の耐震化率、老朽化の更新計画についてのご質問でございます。

まず、上水道管の状況でございますが、耐震化率は全国平均４１．２％に対し斑鳩町は４３．９％となっております。

次に、老朽管の更新計画につきましては、平成２７年度に水道事業の全資産を対象として、資産を適切に維持更新していくためのアセットマネジメントを実施し、平成２８年度にはアセットマネジメントに伴う管路施設更新計画を作成しており、上水道管路の法定耐用年数４０年を経過した老朽管及び非耐震管の更新を進めているところでございます。

続きまして、下水道管の状況でございますが、公共下水道管の耐震化につきましては平成４年度の工事着手から耐震対策指針の改定も踏まえた設計により整備を進めており、耐震化は図られているところでございます。

また、法定耐用年数５０年に対しまして、更新時期まで２０年程度の時期が残っており、比較的新しい施設でありますことから、現段階では老朽管の更新計画を策定いたしておりません。

今後、耐用年数到来後の施設更新につきましては、先進地の状況を踏まえて調査研究

を進め、適正な維持管理に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（中川靖広君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。計画的な管路施設の更新によりまして住民生活を守っていただきますようよろしくお願いします。

七つ目です。斑鳩町に防災重点ため池が19か所あります。地震発生時の耐震化の状況をお尋ねします。

○議長（中川靖広君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 斑鳩町内の防災重点ため池の耐震化についてのご質問でございます。

町内にあります19か所の防災重点ため池のうち、令和5年度末時点で9か所の防災重点ため池に係る耐震調査を完了しており、令和6年度におきましても2か所の防災重点ため池の耐震調査を予定し、令和7年度以降も順次、耐震調査を実施していく予定でございます。

現在、耐震調査が完了した9か所の防災重点ため池のうち、耐震性が確保されたと判断されたため池は4か所で、耐震性が確保されていないと判定されたため池は5か所という状況でございます。

耐震性が確保されていないため池については、耐震工事、ため池の改廃、減水管理のいずれかの方法を取ることで、ため池管理者と協議を行っているところであり、このうち桜池につきましては県営事業により耐震化工事を実施しているところでございます。

なお、耐震化工事を実施するため池については事業費が高額であることなどから、国庫補助金を活用し計画的に実施していくこととなり、耐震化工事を実施するまではため池管理者に対し、ため池の水位を低くするといった減水管理をお願いしているところでございます。以上です。

○議長（中川靖広君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。耐震性が確保されていないと判断されたため池については、災害時に被害が発生しないように適正な管理をお願いします。耐震化の有無は住民の命に直結します。住民の命を守り安全で安心して生活ができるよう、引き続き、耐震化の推進をお願いいたします。

三つ目の質問です。三つ目は、防犯カメラ設置の推進について質問します。安全で安心なまちづくりを推進するためには、住民による見守りとあわせまして24時間稼働し続ける防犯カメラによる見守りが必要です。

防犯カメラは犯罪の抑止効果、未然防止、犯罪が起こった場合、速やかな認知、犯罪捜査、客観的な証拠の収集などが有効です。住民のプライバシーをしっかりと守った対策を講じた上で、子どもや高齢者などを含めた住民の安全で安心して暮らしていくための防犯カメラの活用は不可欠と思います。

斑鳩町は通学路の見守りの視点で、通学路を中心に防犯カメラを設置してきました。また自発的な防犯活動を支援するため、防犯カメラを設置しようとする自治会等に対して、防犯カメラの設置に要する費用の一部を助成金として交付されてきました。

ひとつ目の質問です。斑鳩町内の罪名別犯罪認知件数の推移をお尋ねします。

○議長（中川靖広君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 斑鳩町内での刑法犯認知件数の推移についてのご質問です。

斑鳩町における刑法犯認知件数について、令和元年から件数の多い順に上位三つで申し上げますと、令和元年は全体件数で104件、その上位がオートバイ・自動車盗が18件、車上・部品狙いが16件、住宅などへの侵入窃盗が11件。

令和2年は全体で104件、オートバイ・自動車盗が14件、障害・暴行が12件、住宅などへの侵入窃盗が9件。

令和3年は全体で67件、オートバイ・自動車盗が7件、住宅などへの侵入窃盗が6件、車上・部品狙いが4件。

令和4年は全体で65件、オートバイ・自動車盗が12件、住宅などへの侵入窃盗が7件、車上・部品狙いが7件、障害・暴行が7件。

令和5年は全体で73件、オートバイ・自動車盗が5件、傷害暴行が3件、車上・部品狙いが2件、自販機狙いが2件となっています。

なお、本町における刑法犯認知件数は、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響もあり減少傾向が続いておりましたが、社会経済の動きが活発になった以降は増加に転じております。

また、奈良県全体の認知件数につきましても、同様の傾向となっているところでございます。以上です。

○議長（中川靖広君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） 二つ目の質問です。ありがとうございました。斑鳩町内に設置されている防犯カメラで、斑鳩町が公共施設や道路への設置した数、自治会等が設置した数、その他斑鳩町が把握している防犯カメラの設置数についてお尋ねします。

○議長（中川靖広君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 斑鳩町そして自治会等が設置する街頭防犯カメラの設置数についてのご質問です。

斑鳩町では、本町の通学路を中心に平成２９年度から令和元年度にかけて２０台の街頭防犯カメラを設置しました。また、令和５年度においては９台を追加設置し、令和６年度においても８台を追加設置する計画であり、令和６年度末の設置台数は合計３７台となる予定です。

次に、自治会が本町の防犯カメラ設置事業補助金を活用して設置された街頭防犯カメラは、令和５年度末現在、７自治会１８台となっています。

なお、その他自治会、民間企業や個人で設置されている街頭防犯カメラの設置数については町では把握しておりません。以上です。

○議長（中川靖広君） ２番、齋藤議員。

○２番（齋藤文夫君） ありがとうございます。斑鳩町内には斑鳩町が児童・生徒の通学路に設置した防犯カメラと、自治会が住民負担の自治会費を使って設置した防犯カメラがあります。

国道・県道などの幹線道路は斑鳩町が設置するなど、それぞれの防犯カメラのすみ分けについて、斑鳩町のお考えをお尋ねします。

○議長（中川靖広君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 街頭防犯カメラの設置場所に関するご質問です。

斑鳩町では安全で安心して暮らせるまちづくりを推進していくため、西和警察署や斑鳩町教育委員会、ＰＴＡなどの関係機関と連携を図りながら、平成２９年度から令和元年度にかけて小学校区で整理をさせていただき、通学路等を中心に街頭防犯カメラの設置を進めてきました。

本町管理の街頭防犯カメラの設置が完了した令和元年度以降、ご質問者もご承知のとおり、地域における防犯活動を支援し犯罪抑制の効果を高めるため、防犯カメラ設置事業補助金交付要綱を制定し、自治会等に対して街頭防犯カメラの設置に要する費用の一部を助成しております。

町と自治会等が設置する街頭防犯カメラの設置場所のすみ分けについて、その線引きは非常に難しいところですが、第２期の令和５年度以降、本町が設置する街頭防犯カメラについては、過去の刑法犯認知区域で当該犯罪発生時に隣接する市町への逃走経路となり得る主要な交差点や、交通事故の多発箇所などを中心に、西和警察署の助言をいただきながら設置場所を選定しているところでございます。

自治会等が設置される街頭防犯カメラの設置場所については、あらかじめ町にご相談をいただき、設置場所を検討していただければと考えております。以上です。

○議長（中川靖広君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。自治会等から防犯カメラの設置の相談があった場合は、設置場所のすり合せをして効率的な防犯カメラの設置をお願いします。

四つ目です。斑鳩町の安全で安心できるまちづくりには、防犯カメラの空白ゾーンをなくし、住民の不安を解消することが必要と思います。空白ゾーンの把握と解消について、斑鳩町の対策についてお尋ねします。

○議長（中川靖広君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 空白ゾーンの解消等についてのご質問です。街頭防犯カメラの設置に当たりましては、最大限効果が発揮できるよう西和警察署などとの関係機関と協議を行いながら、効果的な場所を選定していくとともに、今後の増設の必要性については、運用状況を見る中で犯罪発生状況等も踏まえ検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（中川靖広君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。五つ目です。安全で安心なまちづくりを実現するために飲料メーカーと見守り自動販売機、小型防犯カメラを搭載した自動販売機の設置の包括連携協定を締結している自治体もあります。また、自動販売機に基地局端末を取り付け、ビーコンを搭載したキーホルダーなどの端末を持った子どもの位置情報履歴を、家族や保護者のスマートフォンで把握できるシステムを活用している自治体もあります。

安全安心なまちづくりを推進するため、見守り自動販売機の活用について斑鳩町のお考えをお尋ねします。

○議長（中川靖広君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） 自動販売機等を利用いたしました防犯対策についてのご質問でございます。こちらは子どもたちの通学に関する防犯対策ということでお答えをさせていただきます。

初めに、防犯カメラ付きの自動販売機、いわゆる見守り自販機についてでございます。一般的な街頭防犯カメラは高い位置から撮影を行うため、帽子をかぶっている人などは顔が映りにくいということがございます。見守り自販機に内蔵されたカメラは人の目線で映像を記録できるため、顔を認識しやすいという利点がございます。

この見守り自販機の設置に際しましては、設置費用を賄うだけの売上げが見込める場所を選定することが必要とされております。

次に、自動販売機を基地局にした見守りサービスについてでございます。このサービスは子どもが見守り専用端末を携帯することにより、その子どもがスマートフォン等にアプリをインストールした見守り人や、見守りルーターを設置した学校やコンビニ、自動販売機などのいわゆる見守りスポットとすれ違ったときや、また通過したときに位置情報が記録されるというものでございます。GPSのように常時の位置情報の把握はできませんが、行方不明などの万が一の際には保護者の同意の上、記録された位置情報履歴を警察に提供することで早期解決を図ることを目的としておられます。

この自動販売機等を利用した見守り端末は、奈良県内では王寺町と広陵町で導入、また上牧町で導入予定とされているところでございます。本町ではこれまでから、児童・生徒の安全安心な登下校や犯罪の抑止等のため、日々の学校安全ボランティアの皆様のご協力による見守り活動をはじめ、通学の点検や危険箇所の対応など、学校を中心に保護者警察や行政など地域ぐるみで連携・協働しながら取り組んでおります。

引き続き、様々な方のご協力をいただきながら、児童生徒にとってより安全安心な登下校と充実した学校生活が送れますよう、自動販売機等を利用した防犯対策も含め様々な手法について調査研究を行い、その取組みを進めてまいりたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。防犯カメラ、見守り自動販売機、ビーコンなどの様々な防犯対策を駆使して、住民の命と財産を守る取組みを進めていただきますようによろしくお願いいたします。

四つ目の質問です。不登校児童・生徒への支援について質問します。不登校児童・生徒とは、何らかの心理的・情緒的・身体的、あるいは社会的要因背景により、登校しない、あるいはしたくない、できない状況にあるため、年間30日以上、欠席した者のうち、病気や経済的な理由によるものを除いた者と定義されています。

文部科学省の発表によると、令和4年度小・中学校における不登校児童・生徒数は約30万人で、前年度から約5万4千人、22.1%増で過去最多になりました。在籍児童・生徒の占める不登校児童・生徒の割合は3.2%で、前年比0.6%増加しています。不登校児童・生徒の61%に当たる約18万4千人の児童・生徒は、学校内外の機関等で相談指導を受けています。そのうち学校外の機関等で相談指導を受け指導要録上、出席扱いとした児童・生徒数は約3万2千人です。また不登校児童・生徒のうち、自宅

におけるＩＣＴ等を活用した学習活動を指導要録上、出席扱いとした児童・生徒数は約１万人です。中学校では、不登校傾向の生徒が不登校生徒の約３倍との調査もあります。年々増加する不登校傾向にある児童・生徒について、不登校を発生させない取組みとあわせて、不登校になっても誰一人取り残さない学びの保障をしていかなければなりません。

総務常任委員会で、アイ・キャッチプロジェクトの推進について説明がありましたが、不明な部分もありましたので質問します。斑鳩町の不登校児童生徒について、全国や奈良県の状況と比べてどのような状況にあるかお尋ねします。

○議長（中川靖広君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） 本町における不登校の児童生徒の状況及び全国、奈良県の状況との比較に関するご質問でございます。

令和４年度における、斑鳩町立小中学校の不登校児童・生徒数は小学校で２３人、中学校で４４人となっております。５年前の平成２９年度と比較をいたしまして、合計で４．５倍の人数となっており、全国及び奈良県平均とほぼ同じ水準で年々増加傾向となっております。

続きまして、千人当たりの不登校児童生徒数として、全国及び奈良県と比較をいたしますと、令和４年度では小学校で斑鳩町が１４．７人に対し、全国は１７．０人、奈良県は１７．６人となっております。また、中学校では、同じく令和４年度で斑鳩町が５６．７人に対し、全国は５９．８人、奈良県は６２．１人となっており、小中学校とも全国及び奈良県に比べ若干、低い水準となっているところでございます。

以上でございます。

○議長（中川靖広君） ２番、齋藤議員。

○２番（齋藤文夫君） ありがとうございます。二つ目です。不登校となる前に、児童生徒の小さなＳＯＳを見逃さず、教師・スクールカウンセラーなどの学校関係者や保護者が連携し、心や体調の変化を共有し、早期発見して児童生徒に寄り添った対応が必要と思います。不登校を発生させないための対策についてお尋ねします。

○議長（中川靖広君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） 不登校を生まないための対策についてのご質問でございます。

本町におきましては、今年度から新たに不登校児童生徒対策の充実といたしまして、各学校と教育委員会が一体となって、アイ・キャッチプロジェクトに取り組んでおります。本プロジェクトでは、不登校の児童生徒を生まない初めの一歩として、未然防止と

初期対応の二つの柱で不登校対策を図ることとしております。

初めに、ひとつ目の柱である未然防止は、全ての児童生徒を対象に日々の授業や学校生活の中で、児童生徒が学校に来ることが楽しいと感じられるような魅力ある学校づくりを進めることを基本としております。

二つ目の柱である初期対応では、休みがちな児童生徒を対象に、なぜ休みたいと思うのかということにこだわり関わる取組みと、初めて休む児童生徒の2日目の欠席に深く関わり、休みを長期化させない取組みを並行して実施することとしております。

これらの取組みに加えて、休み始めの対処として、できるだけ多くの機会を捉え児童生徒の状況を把握するなどの健康観察をすることが、児童生徒が持つ悩み、葛藤等の課題を早期に発見することにつながりますことから、特に児童生徒の変容を捉えやすいとされる一日の始まりである登校時や、朝の会での表情や服装に異変はないかなど観察する目を持って対応に当たることとしております。

また、欠席が続き始めた児童生徒に対しましては、初期対応として家庭訪問や電話等で児童生徒への声かけを行いますとともに、必要に応じて保護者やスクールカウンセラー等との連携や、校内ケース会議を開催するなど、児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう学校全体で支援していくこととしております。以上でございます。

○議長（中川靖広君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。不登校を発生させない対策には、やはり児童生徒の目線での対応が必要だと思います。児童生徒に寄り添った対応をお願いしたいと思います。

次の質問です。不登校は誰にでも起こり得ます。教育機会均等法には不登校かどうかにかかわらず、全ての児童・生徒が豊かな学校生活を送ること、そして安心して教育を受けられるような学校環境を確保すること、そして個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援が行えることが必要となっています。

文科省は、C O C O L Oプランで、誰一人取り残さない学びの保障として、不登校により学びのアクセスができない子どもをゼロにすることを目指しています。学校に来られなくてもI C Tなどを活用したオンラインで授業を受けることができます。また、心休まる居場所で学習することもできます。

斑鳩町が令和5年9月に開設した子どもと親のフリースペースくるむの状況も踏まえて、不登校児童生徒の学習についてお尋ねします。

○議長（中川靖広君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） 不登校児童生徒に対する学習についてのご質問でございます。

学校に来ることができない児童生徒につきましては、担任等から学習用プリントを渡し課題に取り組めるよう対応を行っております。また、教室に入りづらい生徒につきましては、斑鳩中学校ではステップルーム、斑鳩南中学校では心の教室相談として、各学級のクラスとは別の教室を利用した学習支援を行っております。

また、令和5年9月に開設をいたしました子どもと親のフリースペースくるむでは、不登校または不登校傾向の児童生徒に対しまして、小集団での学習及び諸活動を通じて、活動の場及び心の居場所を確保することにより、社会的な自立を支援することとしており、これまでに3名の児童・生徒が入室している状況となっております。

こうした取組みに加えまして、民間のフリースクールでの学習やGIGAスクール構想による1人1台端末を活用いたしまして、児童生徒からの申し出に応じて、家庭等で授業をオンラインにより受けることも可能とするなど、学びの保障を図るため様々な学びの場の提供を行っているところでございます。

○議長（中川靖広君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。不登校児童生徒のための学びの機会が失われないように、しっかりとしたフォローをお願いいたします。

次の質問です。文科省の調査によりますと、不登校児童・生徒の約18万4千人、61.8%の児童生徒は、学校内外の機関等で相談指導を受けていますが、4割近くの方は学校内外の機関等で相談指導を受けていません。不登校の児童生徒の保護者は不安であると思います。不登校児童生徒や保護者の相談や支援についてお尋ねします。

○議長（中川靖広君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） 不登校児童生徒や保護者の相談支援に関するご質問でございます。

初めに、本町におきましては、児童生徒の諸問題に対応するため、奈良県からのスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの派遣に加えまして、町独自の任用によるスクールカウンセラーを1名配置をしております。児童生徒及び保護者が気軽に相談できるよう体制を整え、当該児童生徒や保護者の思いに寄り添いながら支援に当たることとしております。

また、子どもと親のフリースペースくるむにおきましても、教育経験のある指導員が子どもの思いに寄り添いながら、在籍校と連携をし教育相談、学習指導、保護者への支援などを行っております。

さらに奈良県では、児童や生徒が電話やメール、ＬＩＮＥを通じて様々な学校等に関する悩み相談できる窓口を開設をされています。

これらの取組みを通じまして、不登校児童生徒やその保護者が悩みを抱えて孤立することがないように、関係機関等と連携しながらその支援を図っているところでございます。以上でございます。

○議長（中川靖広君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。不登校児童生徒はもちろん、保護者も悩み苦しんでいると思います。児童生徒や保護者の相談や支援をしっかりと図っていただくようお願いしまして、一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（中川靖広君） 以上で、2番、齋藤議員の一般質問は終わりました。

10時30分まで休憩します。

（ 午前10時08分 休憩 ）

（ 午前10時30分 再開 ）

○議長（中川靖広君） 再開します。

次に、11番、濱議員の一般質問をお受けします。

11番、濱議員。

○11番（濱眞理子君） 議長のお許しをいただきましたので、通告書に基づいて一般質問をさせていただきます。

まず、ひとつ目の質問は町職員の勤務についてでございます。世界的に流行した新型コロナウイルスの猛威は先が見えない日々が続きました。感染の検査、隔離入院、続出する重症患者等に関わる医療関係者、ワクチンの開発、接種に関わる行政職員の献身的な働きにより、私たち住民はどれほど助けられたか計り知れません。斑鳩町の全職員が通常の業務に加えて、その支援に当たる姿勢、チームワークに感謝しております。住民だけではなく職員本人も、また家族も感染する中、関連業務が増加するなど過剰な勤務になっていないか気がかりでございました。

現在も完全とは言えないまでも、ほぼ流行前の生活を取り戻すことが進んでいます。コロナ禍の下で様々な行事等が縮小、中止されてきましたが、それらも次々と再開されてまいりました。年間を通じて土曜・日曜・祝日に行事に勤務される機会も増加しているものではないかと感じております。職場環境も変化がありました。

ひとつ目の質問です。①としてお伺いいたします。タイムカードから切り替えられた出勤・退勤等の記録等について、また残業時間のカウントについて、そして本庁舎以外

の取組みについてお伺いをいたします。新しいシステムによる出退勤の管理等の仕組みを、流れを具体的に説明していただきたいです。よろしくお願いいたします

○議長（中川靖広君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 出退勤システムによる管理に関するご質問です。

斑鳩町では令和6年1月から出勤、退勤・時間外勤務の記録等は出退勤システムにより一元的に管理しています。

初めに、出退勤の時間については、庁内ネットワークに接続したパソコンで出勤時、退勤時に退勤システムの操作を行うことにより記録、管理しています。

次に、時間外勤務については、職員が出退勤システムにより、時間外勤務や週休日に出勤が必要となる勤務内容とその見込み時間を申請し、所属長は申請内容を確認の上、承認を行います。時間外勤務等、終了後に職員が勤務時間外等の実績を報告します。なお、時間外勤務等の状況は、この実績報告の時間で把握・管理しております。

本庁舎以外の施設についても、原則タイムカード等から出退勤システムにより管理に移行しています。ただ、一部の施設は配置職員数などにより費用対効果を勘案し、システムの整備を行わず、従来の管理方法で管理しているところでございます。以上です。

○議長（中川靖広君） 11番、濱議員。

○11番（濱眞理子君） ありがとうございます。職員一人ひとりの記録がきちんと保存管理されることは、記載漏れでありますとか、また書き間違いなどの防止にもなると思っています。また過度な残業時間についても、適正に把握できるなどの機能に期待をしているところでございます。

次に、2番といたしまして、正職員と会計年度任用職員等にはどのように対応しているのかお伺いをいたします。

会計年度任用職員はいろいろな勤務形態があると思いますが、出退勤システムで対応できているのでしょうか、お願いします。

○議長（中川靖広君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 職員の任用別による勤務の状況の管理についてのご質問です。

出退勤システムでは、職員の基本的な勤務時間、勤務を要する日、祝日の情報を事前に登録し、出退勤時刻等の記録との整合確認を日々行うことで勤務状況の管理を行っているところでございます。

また、シフトにより勤務が割り当てられるなど、勤務時間が不規則になる場合については、正規職員、会計年度任用職員ともに個別に勤務スケジュールの設定を行うことで

対応しています。以上です。

○議長（中川靖広君） 11番、濱議員。

○11番（濱眞理子君） ありがとうございます。煩雑なところもきちんとしていただいていることだと思います。将来的にはこういったシステムというものがどんどんと高性能になってくると思われますけれども、現在ではそこまでまだいってなくて、これまでの人的な要素が必要というところであると認識しております。

次にお聞きしたいのは、職員の待遇についてでございます。③として挙げさせていただいておりますのは、休憩時間について、昼食するスペースや休憩するスペースについてお伺いいたします。

職員の食事をする休憩室が狭いというのは改良されずに今日に至っています。コロナ禍の下では席をひとつおきにして利用していました。そのために他のところを昼食場所にしたり工夫されておりましたが、現在の様子はどうでしょうか。

また、食事後にほっと休めるということは、午後からの仕事に取り組むために必要な最優先の課題だと私は思います。

また、休憩時間中は私用での外出はできるのでしょうか。職員が体調不良時に横になれる場所として宿直室の使用ができると、以前の一般質問での回答にございましたが、その利用はありましたか、お知らせください。

○議長（中川靖広君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 職員の休憩時間における休憩スペース等のご質問です。

役場庁舎においては、職員が昼食を取る際に使用している職員休憩室の座席数に限りがあることや、パーソナルスペース等を確保しにくいことなどにより、食事を取り終わった後は別の場所に移動して休憩を取っている職員もいます。

そうした中、新型コロナウイルス感染症の流行以降、議会開催などで使用されていないときには、議会棟の議会応接室や会議室などを食事場所等として使用させていただくなど、そのスペースの確保を行っており、現在も引き続き使用させていただいているところでございます。

今後も職員が休憩時間にしっかり休息が取れるよう、昼食後に職員が休憩できる場所等について、さらに検討してまいりたいと考えております。なお、休憩時間の外出につきましては制限はございません。

また、職員が体調不調等により一時的に休息を取る必要がある場合は、宿直室の和室を使用しており、これまでに男性・女性それぞれ複数人の使用があったところでござい

ます。以上です。

○議長（中川靖広君） 11番、濱議員。

○11番（濱眞理子君） ありがとうございます。きちっと対応していただいているのと、今後、職員の方が伸びやかに休憩できるように、ぜひともご尽力いただきたいと思います。職員が無理をして我慢を続けることがあるならば、まずそれを解決し、健やかに仕事ができる職場環境を整えることが、私たち住民の希望であると思っています。よろしく願いを申しあげます。

次の質問をさせていただきます。四つ目に挙げさせていただきましたのは、職員の心身両面の医療相談、これについてはどのように対応しているのかお伺いしたいと思います。

役場への電話について、今現在、担当課につながる前に内容の録音をお願いされています。また、来庁されての過度な発言等への対策もされているところでございます。これらは全国的に起こっている現象であり、対応者に対して激しいストレスを与えております。精神的に傷ついたために退職を余儀なくされる例も相当数あるとの報道もございます。町での対応をお伺いいたします。

○議長（中川靖広君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 職員の心身の健康相談に関するご質問です。

斑鳩町では、職員の健康相談を毎月1回、保健センターにて実施するとともに、令和5年度からは、職員が抱える悩みを受け止め、心理的不安を軽減することを目的に、公認心理師による対面カウンセリングを月2回、役場庁舎にて実施しております。

また、職員一人ひとりが行う自身の健康管理、いわゆるセルフケアの充実と、働きやすい職場環境の形成を目的にストレスチェックを実施しており、高ストレス状態であるという結果であった職員に対しましては、医師による面談指導を受けることを勧奨しております。

さらには、本年度からの取組みとして、新規採用職員全員を対象に環境変化による心理的不安の軽減と、気軽にカウンセリングを利用する環境づくりを目的とした、新規採用職員カウンセリングを実施しています。また、新規採用職員にはそれぞれに相談担当職員を配置し、分からないこと、不安に感じること、悩んでいることなどを相談しやすい環境を整えているところでございます。

組織として職員の健康を守るため、引き続き、これらの取組みを通して職員の心身の健康の保持増進に進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（中川靖広君） 11番、濱議員。

○11番（濱眞理子君） ありがとうございます。新規職員さんに対しても丁寧な対応をされており評価できるものと私は思います。しかし、自分の現状がよく分からず相談に至っていない、そういったケースもあるかもしれません。難しいことでしょうけれども、さらに取組みを進めていただきますようお願いをいたしまして、この質問については終わらせていただきます。

それでは続いて、二つ目の質問をさせていただきます。二つ目の質問は生理用品の無料配布についてでございます。

生理の貧困という言葉はあまり聞かなくなりつつあるようでございます。しかし、貧困というのは収入が少なくなるのではなく、物価の高騰などにより持っているお金の価値が減少することです。大手企業などは大幅な賃上げを実施しましたが、下請企業や中小企業は、思いはあってもなかなか賃上げができません。年金や生活保護費は減額が進んでいます。買物に行っても毎月のように値上げが続き、ますますの家計ひっ迫が襲いかかってまいります。

まず①として、これまでの配布状況の経緯についてお伺いいたします。社会福祉協議会の事業として実施されていますが、配布については数か所でございます。箇所ごとでなくても構いませんので、状況はどうでございましょうか。

○議長（中川靖広君） 栗本住民生活部長。

○住民生活部長（栗本公生君） 斑鳩町社会福祉協議会で配布されております生理用品の配布件数の推移等についてのご質問でございます。

生理用品の無料配布につきましては、斑鳩町社会福祉協議会において令和3年5月14日から開始をされておまして、開始以降の配布件数の実績といたしましては、斑鳩町社会福祉協議会と斑鳩町の窓口をあわせまして令和3年度に66件、令和4年度に42件、昨年度令和5年度に23件というふうになっております。以上です。

○議長（中川靖広君） 11番、濱議員。

○11番（濱眞理子君） ありがとうございます。先ほど申しあげたように生活が苦しくなくなったとは思えません。66件から42件、そして23件と減少をしております。住民の中にはご存じない方もおられるのではないのでしょうか。私はこのままこの支援の制度を消滅させてはならないと思っております。

次に、②の質問をさせていただきます。配布場所とそれ以外のところでのトイレの中などの掲示についてお聞きします。いかがでしょうか、お願いいたします。

○議長（中川靖広君） 栗本住民生活部長。

○住民生活部長（栗本公生君） 生理用品の配布場所や案内方法についてのご質問でございます。

配布場所につきましては、現在は社会福祉協議会の窓口、役場福祉課窓口、子育て支援課窓口、健康対策課窓口の4か所で配布を行っております。

また案内につきましては、生き生きプラザ斑鳩、役場、各公民館、いかるがホールのそれぞれの女性用トイレ及び多目的トイレに掲示をしております。掲示物などの管理につきましては、社会福祉協議会が行っておりますが、町職員が異常等に気づいた場合は社会福祉協議会に連絡するなどをしているところでございます。

配布場所につきましては、困窮されている方の相談のきっかけとなるよう、相談を受けられる窓口での配布としておりますが、周知方法の充実につきましては、引き続き、社会福祉協議会と協議をしてまいりたいと、そのように考えております。以上です。

○議長（中川靖広君） 11番、濱議員。

○11番（濱眞理子君） ありがとうございます。もう始まってから時間がだいぶ経過しております。そういうようなことで設置しているカードがなくなっていたりとか、また女子トイレにはあるけれども多目的トイレにはなかったりとか、そういうばらつきもあるように思います。一番そのところの近い方、例えば公民館であったりいかるがホールであったり、こういったところには社会福祉協議会と町のほうから、この掲示しているものがきちんと引き継がれているかということ、ぜひともチェックをしていただくなど、お願いするなど、ご検討いただきたいと思います。

次に③として配布予定数については、災害時用の備蓄に限らず生理用品の種類と使いやすさを考慮し充実が望まれるが、町の考えはいかがでございましょうか。

○議長（中川靖広君） 栗本住民生活部長。

○住民生活部長（栗本公生君） 社会福祉協議会の事業として実施をされております生理用品配布事業につきましては、災害時用の備蓄品を現在、活用をしているところでございます。

町といたしましては今後も必要な事業であると考えておりまして、引き続き、実施をしていただきたいこと、また追加購入する場合は種類の増加の検討もしてもらうよう伝えとともに、必要な支援も実施をしてまいりたいとそのように考えております。

○議長（中川靖広君） 11番、濱議員。

○11番（濱眞理子君） ありがとうございます。社会福祉協議会の事業でございすけ

れども、町のほうも今後も必要な事業であると考えておられること、また種類のリクエストの検討を伝えていただけるとのお返事がございました。ありがとうございます。ぜひとも充実をよろしくお願いを申しあげまして、この質問は終わらせていただきます。

三つ目の質問でございます。三つ目は自転車用のヘルメットの使用推進対策についてお伺いいたします。①はヘルメット未着用のままで自転車に乗っている人をかなり見かけます。町の啓発、取組みについてお聞きしたいです。お願いします。

○議長（中川靖広君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 斑鳩町が行っている自転車乗車用ヘルメット着用の推進啓発についてのご質問です。

令和５年４月１日に改正道路交通法が施行され、自転車乗車用ヘルメットの着用が努力義務となったことから、本町では同年４月広報紙で特集記事を掲載するとともに、本年４月号広報紙においては、本町出身のオリックス・バファローズの曾谷龍平投手にもご協力をいただきながら、町民の皆さんに自転車乗車用ヘルメットの着用についての啓発を行いました。

また、毎年春・秋の交通安全運動週間においても、西和警察署交通課と合同で自転車乗車用ヘルメット着用の啓発活動を行い、直接住民の皆さんにヘルメット着用の呼びかけを行っているところでございます。

さらには、役場庁舎内にも啓発用の展示コーナーを設けるとともに、町公式フェイスブックや、奈良県警察交通部などのSNSを利用して情報を発信するなど、複数の媒体を活用して着用率の向上に向けた取組みをしっかりと行っており、今後も継続して周知啓発活動に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（中川靖広君） １１番、濱議員。

○１１番（濱眞理子君） ありがとうございます。努力義務については罰則はありませんけれども義務ではございます。斑鳩町では、ヘルメットの購入補助はありませんが、それが購入と使用を後回しにしているのでしょうか。その点については分かりませんが、子どもには使用させていても保護者はヘルメットなしのことが多く見受けられます。

②に、質問させていただきます。自転車の事故で着用や未着用の割合、推移はどうでございませうか、お願いいたします。

○議長（中川靖広君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 自転車事故時のヘルメットの着用率の推移についてのご質問です。

自転車事故時のヘルメットの着用率についての統計調査はございませんが、警察庁が令和５年７月に初めて全国一斉で実施した、自転車乗車時のヘルメット着用率の調査では、奈良県は８．３％の着用率となっているところでございます。以上です。

○議長（中川靖広君） １１番、濱議員。

○１１番（濱眞理子君） ありがとうございます。近年では令和５年が増加しているというふうに聞いていますけれども、この啓発については、例えば、各施設であるとか、また駅や店舗の駐輪場などに掲示するなど、こういうステッカーのようなものを貼らせていただくなど、そういったことを町からの啓発をさらに強化していただきたいと思います。

次に、自転車用ヘルメットの購入補助実施自治体に住んでいらっしゃる職員の申請されてるかどうかの数はどれほどあるか、お分かりでしたら教えていただきたいです。

率先して使用されている職員に、購入時に補助のあることが購入に影響したかどうかをお聞きしたいので、質問に含めさせていただきました。分かる範囲で結構でございます、お願いします。

○議長（中川靖広君） 栗本住民生活部長。

○住民生活部長（栗本公生君） 自転車乗車用ヘルメットの購入補助実施自治体に住んでいる職員の補助金申請数についてのご質問です。

ご質問の職員の補助申請につきましては、公務外のことですので、把握はしていない状況でございます。以上です。

○議長（中川靖広君） １１番、濱議員。

○１１番（濱眞理子君） 分かりました、ありがとうございます。

私は別の機会に発言をしましたが、このヘルメット、災害時に使用することも可能だと、そのときに申しあげました。ぜひとも自転車だけでなく頭をしっかりと守るために普及が進めばいいと思っています。ぜひとも啓発、そしてゆくゆくは補助につながればと思っていますのでよろしくお願いいたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 以上で、１１番、濱議員の一般質問は終わりました。

これをもって、一般質問を終結します。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了しました。

１０日は、午前９時から建設水道常任委員会の開催が予定されておりますので、関係委員には定刻にご参集をお願いします。

本日は、これをもって散会します。

お疲れさまでした。

(午前 10 時 57 分 散会)